

## 休眠預金取扱い規定

1. (準拠法令)

本規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」と表記）」に則り、休眠預金の取扱いの基本事項を定めるものです。

2. (対象預金)

当社が取り扱う休眠預金等活用法上の預金等のうち、当社が取り扱う以下（１）から（３）の預金を「各種預金」とし、その預金取引を「各種預金取引」といいます。

- (１) 普通預金
- (２) 当座預金
- (３) 別段預金

3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当社は、各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- (１) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (２) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。)
- (３) 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（各種預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。)
  - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (１) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ①前条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発

した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

(a) 異動事由（当社ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

(b) 当社が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

#### 5. (休眠預金等代替金に関する取り扱い)

(1) 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当社を通じて各種預金に係る休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者等は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

①各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- ④各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当社が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権等を取得する方法によって支払うこと

6. (規定の改定)

この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。

以上